

学校教育事業の取扱い(その 3)について

学校教育事業の取扱い(その 3)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

学校教育事業の取扱い(その 3)について

- 1 公立幼稚園については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、入園料、授業料については合併時に統一する。
- 2 通学補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止する。
- 3 スクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。
- 4 奨学金制度については、合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっている者については、現行の制度を適用する。
- 5 就学奨励費補助については、国の制度を基本に新市に引き継ぐ。ただし、合併時に内容を統一する。
- 6 教育相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整する。
- 7 児童生徒の国際交流事業については実施し、内容については新市において調整する。
- 8 各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取扱うものとする。
 - (1) 5 町 2 村又は複数町村で同一又は同種の補助事業等は合併までに調整する。
 - (2) 5 町 2 村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。

平成 1 6 年 4 月 8 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会